

三重県情報公開条例施行規則

三重県情報公開条例施行規則（平成12年2月18日三重県規則第5号）

【沿革】改正 平成14年3月29日三重県規則第35号
改正 平成14年11月1日三重県規則第63号
改正 平成15年5月30日三重県規則第56号
改正 平成17年3月25日三重県規則第14号
改正 平成18年3月22日三重県規則第17号
改正 平成21年3月31日三重県規則第43号
改正 平成22年3月31日三重県規則第32号
改正 平成23年4月19日三重県規則第23号
改正 平成24年3月30日三重県規則第23号
改正 平成28年3月29日三重県規則第35号
改正 平成29年5月26日三重県規則第51号
改正 令和元年6月25日三重県規則第11号
改正 令和3年2月2日三重県規則第14号
改正 令和8年7月28日三重県規則第44号

（趣旨）

第1条 この規則は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、知事が管理する公文書（条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）の開示その他条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報公開制度を所掌する課等の事務の取扱日時）

第1条の2 情報公開に関する事務を円滑に遂行するため、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの時間に、情報公開制度を所掌する課及び別に定める地域機関（次項において「情報公開制度を所掌する課等」という。）において、公文書開示請求書の受付事務その他の別に定める事務を取り扱う。

2 情報公開制度を所掌する課等の執務態勢により前項の規定により難しい場合は、同項の趣旨を踏まえた適切な日及び時間とする。

（公文書開示請求書の様式）

第2条 条例第6条第1項に規定する書面の様式は、公文書開示請求書（第1号様式）とする。

（公文書開示決定通知書等の様式）

第3条 条例第12条に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（第2号様式）
- （2） 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（第3号様式）
- （3） 公文書の全部を開示しない旨の決定
 - イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 公文書非開示決定通知書（第4号様式）
 - ロ 条例第11条の規定により開示請求を拒否する場合 公文書の存否を明らかにしない決定通知書（第5号様式）

ハ 公文書を保有していない場合 公文書不存在決定通知書（第6号様式）

（公文書開示決定等期間延長通知書等の様式）

第4条 条例第13条第2項に規定する書面の様式は、公文書開示決定等期間延長通知書（第7号様式）とする。

2 条例第14条第1項に規定する書面の様式は、公文書開示決定等期間特例延長通知書（第8号様式）とする。

3 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項の書面の様式は、公文書開示決定等期間の再延長通知書（第8号様式の2）及び公文書開示決定等期間特例延長の再延長通知書（第8号様式の3）とする。

（公文書開示請求事案移送通知書の様式）

第5条 条例第16条に規定する書面の様式は、公文書開示請求事案移送通知書（第9号様式）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第6条 条例第17条第1項及び第2項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 開示請求年月日

（2） 実施機関が特定した公文書の件名

（3） 前号の公文書に記録された情報のうち、第三者に関する情報の内容

（4） 意見書の提出を求める理由

（5） 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第17条第2項に規定する書面の様式は、公文書の開示に係る意見照会書（第10号様式）とする。

3 条例第17条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の開示に係る意見書（第11号様式）とする。

4 条例第17条第3項に規定する書面の様式は、公文書を開示決定した旨の通知書（第12号様式）とする。

（開示の日時）

第7条 条例第18条第2項に規定する知事が指定する日時は、第1条の2第1項に規定する日及び時間のうちの適切な日時とする。ただし、これにより難しい場合は、同条第2項の規定を準用する。

2 開示請求者は、条例第18条第2項に規定する正当な理由があるため、条例第12条第1項の規定による通知を受けた開示の日時以外の日時に開示を受けようとする場合には、文書又は口頭により知事に開示の日時の変更を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、条例第18条第2項に規定する知事が指定した日時までにしなければならない。ただし、天災その他開示請求者の責に帰することができない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合において、開示請求者は、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に文書又は口頭により知事に開示の日時の変更を申し出なければならない。

5 知事は、第2項又は前項の規定による申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該開示の日時を変更することができる。

（公文書の開示）

第8条 公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚

損し、破損し、又は加筆してはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧又は視聴を停止させ、又は禁止することができる。
- 3 公文書の写しを交付する場合の写しの作成は、非開示情報が記録されている部分を除き、対象公文書を用紙に複写することにより行うものとし、加工、編集その他の人為的な変更（以下この項において「加工等」という。）は行わない。ただし、加工等を行わなければ複写し難い相当な理由があると知事が認める場合は、この限りでない。
- 4 公文書の写しの交付部数は、開示請求 1 件につき 1 部とする。

（電磁的記録の開示方法）

第9条 条例第 18 条第 5 項の規定による電磁的記録（映像又は音声が記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（閲覧にあっては白黒出力に限る。）を閲覧させ、又は交付することにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。

（1） 非開示情報がないこと。

（2） 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）が配備され、閲覧又は複写が技術的に容易であること。

（3） 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。

- 3 次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録（映像又は音声が記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。

（1） 非開示情報がないこと。

（2） 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、視聴又は複写が技術的に容易であること。

（3） 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。

- 4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用を開示請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複写したものから非開示情報が記録されている部分を区分して除いたものを映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複写したものを交付することにより開示を行うことができる。

- 5 電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を知事が所有する電磁的記録媒体に複写し交付することにより行う。

（費用の納付等）

第10条 条例第20条第 1 項及び第 2 項に規定する費用の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、当該費用は、開示請求に係る公文書の写し

の作成後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

- 3 条例第20条第1項に規定する公文書の写し又は同条第2項に規定する電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの送付を受けようとする場合の送料は、前納とする。この場合において、当該費用に過不足が生じたときの取扱いについては、別に定める。

(諮問等の様式)

第11条 条例第21条第1項の規定による諮問は、三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書(第13号様式)によるものとする。

- 2 条例第22条の規定による通知は、三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(第14号様式)によるものとする。

(県政に関する情報等の写しの交付)

第12条 条例第25条第1項に規定する県政に関する情報又は同条第2項の規定により収集した情報の写しの交付を受けようとするものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。この場合においては、第10条の規定を準用する。

- 2 前項の規定による写しの交付の依頼は、行政資料等複写依頼書(第15号様式)によるものとする。

- 3 第8条第4項及び第9条第5項の規定は、第1項の写しの交付について準用する。

(実施状況の公表)

第13条 条例第30条の規定による公表は、請求件数、公文書の開示に関する決定の状況、審査請求の状況その他必要な事項について、三重県公報に登載して行うものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第14条 知事は、第2条の公文書開示請求書の提出については、知事が別に定めるところにより、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と公文書の開示を請求しようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた提出は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の三重県情報公開条例施行規則の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 第1条の2第1項の規定にかかわらず、令和8年8月1日から令和9年3月31日までの間においては、三重県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前9時から午後4時までの時間に、情報公開制度を所掌する課等において、公文書開示請求書の受付事務その他の別に定める事務を取り扱うものとする。

附 則(平成14年3月29日三重県規則第35号抄)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年11月1日三重県規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月30日三重県規則第56号)

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成17年 3 月25日三重県規則第14号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月22日三重県規則第17号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日三重県規則第43号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日三重県規則第32号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月19日三重県規則第23号）

1 この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

2 三重県個人情報保護条例施行規則（平成 14 年三重県規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「されたもの」の下に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を、「もの（）」の下に「閲覧にあつては」を加え、同条第 2 項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第 2 号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項中「されたもの」の下に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第 2 号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第 4 項中「除いたものを」の下に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

附 則（平成24年 3 月30日三重県規則第23号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日三重県規則第35号）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請等に係る行政庁の不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年 5 月26日三重県規則第51号）

この規則は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月25日三重県規則第11号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 2 日三重県規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月28日三重県規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 10 条関係）

区分	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本産業規格 A 3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1 枚につき 1 0 円
		カラーの場合 1 枚につき 4 0 円
2 電磁的記録	（1）用紙に出力したものの交付（日本産業規格 A 3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1 枚につき 1 0 円
		カラーの場合 1 枚につき 4 0 円
	（2）電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額
	（3）非開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1 及び 2 に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 区分 1 及び区分 2（1）の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を 1 枚として費用の額を算定する。
- 2 区分 1 及び区分 2（1）の場合において、日本産業規格 A 3 判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格 A 3 判に相当する大きさに換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 県以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

$$(\overline{\tau} \quad -)$$

連絡先（法人その他の団体にあつては担当者の氏名及び連絡先）

ファクシミリ番号

開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項 （公文書の名称又は知りたい内容を記載してください。）	
開示の方法 （1又は2のいずれか一方の□に、レ印を付してください。）	1 ☐ 閲覧(視聴)を希望 〔閲覧(視聴)後、必要な部分の写しの交付も含む。〕 2 ☐ 写しの交付を希望 〔 ☐ 窓口での交付 ☐ 送付による交付 〕

事 務 担 当	部（所） 〔電話番号〕	課（室）
備 考		

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

公文書の 表 示	開示請求者が 請求した内容	
	実施機関が特 定した公文書 の 件 名	
開示を実施する日時		年 月 日（ ）午前・午後 時
開示を実施する場所		
事 務 担 当		部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備 考		

教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 指定された開示日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。開示を実施する別の日時を改めて指定します。

なお、三重県情報公開条例第18条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので御注意ください。

2 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

3 本決定に対し第三者から審査請求があったときは、三重県情報公開条例第21条第3項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

第3号様式（第3条関係）

公 文 書 部 分 開 示 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した公文書の件名	
開示しない部分		
上記部分を開示しない理由		
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		年 月 日（ ）午前・午後 時
開示を実施する場所		
事務担当		部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考		

教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 指定された開示日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。開示を実施する別の日時を改めて指定します。

なお、三重県情報公開条例第18条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので御注意ください。

2 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

3 本決定に対し第三者から審査請求があったときは、三重県情報公開条例第21条第3項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

第4号様式（第3条関係）

公 文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

三重県知事



年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第12条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

公文書の 表 示	開示請求者が 請求した内容	
	実施機関が特 定した公文書 の 件 名	
開 示 し な い 理 由		
開示しない理由 がなくなる期日		
事 務 担 当		部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備 考		

教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 「開示しない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

第5号様式（第3条関係）

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第11条及び第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

公文書の表示 〔開示請求者が請求 した内容〕	
公文書の存否を明らかに しない理由	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号〕
備考	

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公 文 書 不 存 在 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました公文書については、三重県情報公開条例第12条第2項の規定に基づき、公文書の不存在の決定をしましたので通知します。

公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	
公文書が存在しない理由	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号〕
備考	

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第4条関係）

公 文 書 開 示 決 定 等 期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

三重県知事



年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第13条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

公文書の表示 〔開示請求者が請求 した内容〕	
延長前の期間	年 月 日（ ） （15日間） 年 月 日（ ）
延長後の期間	年 月 日（ ） （ 日間） 年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考	

第8号様式（第4条関係）

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

公文書の表示 〔開示請求者が請求 した内容〕	
上記請求内容のうち、開示請求があった日から起算して45日以内に開示決定等をする 部 分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日（ ）
特例延長の理由	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考	

第8号様式の2（第4条関係）

公文書開示決定等期間の再延長通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、年 月 日付け第 号で開示決定等の期間を延長しましたが、三重県情報公開条例第 14 条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 の 内 容	
延 長 前 の 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
延 長 後 の 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
再 延 長 後 の 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
再 延 長 の 理 由	
事 務 担 当	部 (所) 課 (室) 担当者 〔電話番号 〕
備 考	

第8号様式の3（第4条関係）

公文書開示決定等期間特例延長の再延長通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、年 月 日付け第 号で開示決定等の期間を延長しましたが、三重県情報公開条例第14条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 の 内 容		
開示請求の日 から45日以内 に開示決定等 をするとして 部分について の開示決定等 の期限	特例延長に よる期限	年 月 日 ()
	再延長後の 期限	年 月 日 ()
残りの公文書 について開示 決定等をする 期限	特例延長に よる期限	年 月 日 ()
	再延長後の 期限	年 月 日 ()
再 延 長 の 理 由		
事 務 担 当		部 (所) 課 (室) 担当者 〔電話番号 〕
備 考		

第9号様式（第5条関係）

公 文 書 開 示 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

三重県知事



年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第16条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	
移送をした実施機関 〔事務担当〕	三 重 県 知 事 〔 部（所） 課（室） 担当者 〕 〔電話番号 〕
移送を受けた実施機関 〔事務担当〕	〔 〕 〔電話番号 〕
移 送 を し た 日	年 月 日（ ）
移 送 を し た 理 由	
備 考	

第10号様式（第6条関係）

公文書の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

三重県情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおりあなた（貴 ）に関する情報が記録された公文書について、開示の請求がありました。

つきましては、当該公文書を開示するかどうかの決定を行うに当たり、三重県情報公開条例第17条第2項の規定に基づき、御意見をお聴きしたいので、別紙「公文書の開示に係る意見書」に御記入のうえ、別添返信用封筒又はファクシミリで御返送くださるようお願いいたします。

なお、期限までに提出がない場合は、「開示されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱わせていただきます。

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日（ ）
実施機関が特定した 公 文 書 の 件 名	
上記公文書のうち、 あなた（貴 ）に 関する情報の内容	
意 見 書 の 提 出 を 求 め る 理 由	
意 見 書 の 提 出 先	（〒 ） 部（所） 課（室） 担当者 〔 電話番号 ファクシミリ番号 〕
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
備 考	

第 11 号様式 (第 6 条関係)

公 文 書 の 開 示 に 係 る 意 見 書

年 月 日

宛て

$$(\overline{\tau} \quad -)$$

住所又は居所（法人その他の団体にあっては事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

実施機関が特定した 公 文 書 の 件 名	
意 見	1 開示されても支障がない。 2 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由
連 絡 先	[電話番号 ファクシミリ番号]

備考1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 「2」を○印で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」欄及び「(2)支障がある理由」欄も記載してください。

第12号様式（第6条関係）

公文書を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事



先に照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が記録された公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、三重県情報公開条例第17条第3項の規定に基づき通知します。

公文書の表示	実施機関が特定した公文書の件名	
	開示する情報の内容	
開示決定の種類		年 月 日付け 第 号開示（部分開示）決定
開示する理由		
開示の予定日		年 月 日（ ）
事務担当		（〒 ） 部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕 ファクシミリ番号
備考		

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができますが、開示予定日の前日までに審査請求書の提出がないときは、あなた（貴 ）に関する情報が開示されますので、御了承ください。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長 様

三重県知事



このことについて、三重県情報公開条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり貴審査会の意見を求めます。

審 査 請 求 の 年 月 日	年 月 日 ()
審 査 請 求 の 対 象 と な っ た 決 定	年 月 日 付 け 第 号
審 査 請 求 の 対 象 と な っ た 決 定 の 内 容	
審 査 請 求 の 趣 旨	
事 務 担 当	部 課 担当者 〔電話番号 〕
備 考	

第 14 号様式（第 11 条関係）

三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで審査請求のありました事案については、三重県情報公開条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、第 22 条の規定により通知します。

〔 事務担当 部 課 担当者 〕

第15号様式（第12条関係）

行政資料等複写依頼書

年 月 日

三重県知事宛て

(〒 —)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先（法人その他の団体にあつては担当者の氏名及び連絡先）

電話番号

次のとおり写しの交付を依頼します。

行政資料等の名称	写しの枚数	金額
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
納 付 金 額		円